

議案第109号

家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、本案を提出する。

家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定

令和5年3月2日東京都世田谷区成城九丁目5番16号において発生した世田谷区立千歳小学校敷地内の樹木の剪定作業中に落下した枝の接触による家屋損傷事故について、下記のとおり損害賠償額を決定する。

記

1 金額 金3,142,434円

2 相手方 東京都世田谷区